

噴火警戒レベル4のキーワード変更について

12月16日13時から、噴火警戒レベル4のキーワードを「避難準備」から「高齢者等避難」に変更します。

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標です。各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（別紙参照）。

気象庁は、噴火警戒レベルを運用している48火山（令和3年11月18日現在）において、レベルとキーワードを噴火警報、噴火予報に付してお知らせしています。

令和3年5月の災害対策基本法の改正による新たな避難情報の運用が始まり、市町村が発令する避難情報のうち、高齢者等の要配慮者の避難を促す情報である「避難準備・高齢者等避難開始」の名称が「高齢者等避難」に変更となりました。

このことを受け、噴火警戒レベル4のキーワードについても、市町村が発令する避難情報の名称と整合するよう、「避難準備」から「高齢者等避難」に変更する予定となっていました（「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」（内閣府（防災担当）））。

今般、関係機関を含めて所要の準備が整ったことから、噴火警戒レベル4のキーワードを12月16日13時より変更します。

なお、キーワードは変わりますが、噴火警戒レベル4における防災対応は従前と変わるものではなく、高齢者等の要配慮者の方々の避難のみならず、避難が長期化することを見据えて避難の準備をしていただくことも重要です。

「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」は、気象庁が公表している各火山のリーフレット（※）で確認をお願いします。

（※）各火山のリーフレット

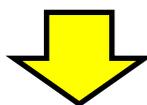
<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level.html>

問合せ先：地震火山部 管理課 菅野
電話 03-6758-3900（内線5105）

噴火警報と噴火警戒レベル

(現在のキーワード)

火山活動の状況に応じて発表する 噴火警報・予報の名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 (避難)
		レベル4 (避難準備)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 (入山規制)
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)



(変更後のキーワード)

火山活動の状況に応じて発表する 噴火警報・予報の名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 (避難)
		レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 (入山規制)
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)